

## 核融合科学研究所学術機関リポジトリ運用指針

制 定 平成21年1月 6日 所長裁定

最終改正 平成26年2月 1日

### (趣旨)

第1条 この指針は、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）において運用する核融合科学研究所学術機関リポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）に関する基本的事項を定める

### (定義)

第2条 この指針において機関リポジトリとは、本研究所の知的生産物を電子的形態により収集、蓄積、保存し、研究所内外にホームページを通じて無償で公開するために設置するシステムをいう。

### (資料の取扱い)

第3条 機関リポジトリにおいて収集し、公開する資料の取扱いに係る事項については、図書・出版委員会において定める運用要項により取り扱うものとする。

### (審議機関)

第4条 機関リポジトリの適正かつ円滑な運用を図るために必要となる事項については、図書・出版委員会において審議し、決定するものとする。

### (免責)

第5条 研究所は機関リポジトリで公開された資料を利用することによって生じた利用者のいかなる損害・不利益について一切責任を負わないものとする。

### 附 則

この指針は、平成21年1月6日から実施する。

### 附 則

この指針は、平成26年2月1日から実施する。